

令和7年第4回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和7年4月25日（金）午後 3時00分

2 閉 会 日 時 令和7年4月25日（金）午後 3時22分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員	1番 安 部 茂	5番 小 嶋 剛
	2番 大 谷 健 人	6番 金 敦 子
	3番 横 山 隆 藏	7番 山 口 満
	4番 舟 山 孝 夫	

5 欠席した委員 なし

6 出席した職員 事務局長 伊 藤 哲 史
事務局次長 大 谷 愛 子
書 記 安 部 佳 奈

7 欠席した職員 なし

8 付 議 案 件

議第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

議第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 おはようございます。本日の出席は、7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は、成立いたします。

ただいまから令和7年第4回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会議は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は、本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、3番委員、4番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します

議第9号につきましては、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、2番委員に退席を求めます。

(2番委員退席)

議 長 議第9号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査員に調査を依頼しておりますので、調査員から報告をお願いいたします。

4番委員 農地法3条に係る現地確認について、調査日4月22日早朝6時から貸し人の■■■さん、借り人の■■■さんの立ち会いを求め、現地で確認をしております。

最初に■■■■は中間管理機構を通して貸借していたそうなのですが、今度は農地法の3条申請によるということを説明を受けております。

■■■さんは、今回、自宅が南部道路にかかって移転ということで、小国を離れるというお話をしていました。増岡のほうの三角のところは、道路にかかってこのような形状になっているそうです。

周辺への影響はないと確認し、問題の無い貸貸借であると判断しました。

議 長 ご質問がありましたらご発言をお願いします。

議 長 ございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。それでは、議第9号について、申請どおり許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第9号について、申請どおり許可することにいたします。

(2番委員入場、着席)

議 長 2番委員に報告いたします。議第9号について、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。

議第10号について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査員に調査を依頼しておりますので、調査員より報告をお願いいたします。

5番委員 議第10号の所有権移転の件につきまして、4月23日2時から、■■■の行政書士 ■■さんと■■さん本人に立ち会いをお願いしまして、調査をして参りました。高規格道路建設に■■さんの車庫と畑がかかったということです。■■さんは他に農地が無く、近くにどうしても畑がほしいという強い希望で、県として代替地を用意したものです。場所は■■さん自宅のすぐ前で、元は■■さんが所有していた農地だということです。

現地調査チェック表に基づきまして何ら問題なく、■■さん本人も納得して行政書士の■■さんに任せてこれから進めていくとのこととあります。

議 長 ご質問がありましたら、発言をお願いします。

議 長 ごさいませんか。

議 長 これで質疑を終結します。直ちに採決いたします。議第10号について、申請どおり許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 異議無いようでございますので、議第10号について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。

報第2号について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 （報告）

議 長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。

事務局に報告を求めます。

事 務 局 （報告）

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第4回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

（午後 3時22分）

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和7年4月25日

議 長

署名委員

署名委員